

## 障がい者相談支援事業に係る令和8年度以降の運営体制について

### 1. 経緯

本事業は令和7年10月15日（水）の審査会と再公募による同年12月15日の審査会において受託予定者なしとなりました。

### 2. 本事業の目的

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行うことが目的です。

### 3. 根拠

障害者総合支援法第77条第1項に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられています。

### 4. 事業内容

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書にある以下の事業。

- ① 相談支援事業
- ② 就労相談・就労支援事業
- ③ 障がい者虐待防止センター事業

### 5. 運営方法

市直営による事業実施とします。

### 6. 運営内容

- ① 組織体制 2.5人工
  - ・障がい者相談支援センター担当主査1人工
  - ・障がい者相談支援センター担当正職員（保健師）0.5人工
  - ・フルタイム会計年度任用職員（社会福祉士等）1人工
- ② 設置場所  
本庁舎2階障がい福祉課。
- ③ 設置期間  
令和8年4月1日から複数年を予定。
- ④ 予算  
556千円（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）

### 7. その他

恵庭市基幹相談支援センターと連携して業務を行う。

基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの令和8年度の業務、人員体制については別紙のとおりです。

別紙

変更前 (R7)		→	変更後 (R8)	
1. 名称				
障がい者総合相談支援センター (光風会)	→	基幹相談支援センター (盟侑会)	障がい者相談支援センター (直営)	
2. 業務 (事業者公募の仕様書記載業務)				
◎障がい者相談支援事業				
①福祉サービスの情報提供等	→	①福祉サービスの情報提供等	①福祉サービスの情報提供等	
②各種支援施策に関する助言指導		②各種支援施策に関する助言指導	②各種支援施策に関する助言指導	
③社会生活力を高めるための支援		③社会生活力を高めるための支援	③社会生活力を高めるための支援	
④ピアカウンセリング		④ピアカウンセリング	④ピアカウンセリング	
⑤権利擁護のために必要な援助		⑤権利擁護のために必要な援助	⑤権利擁護のために必要な援助	
⑥専門機関の紹介		⑥専門機関の紹介	⑥専門機関の紹介	
◎相談支援機能強化事業				
⑦相談支援事業者の指導助言	→	⑦相談支援事業者の指導助言		
⑧相談支援事業者の人材育成支援		⑧相談支援事業者の人材育成支援		
⑨自立支援協議会及び同部会の運営		⑨自立支援協議会及び同部会の運営		
⑩学校や企業等の情報収集等		⑩学校や企業等の情報収集等		
⑪住宅入居等支援事業		⑪住宅入居等支援事業		
◎就労相談・就労支援事業	→		就労相談・就労支援事業	
◎障がい者虐待防止センター	→	障がい者虐待防止センター	障がい者虐待防止センター	
	新	地域移行・地域定着 (地域生活支援拠点)		
3. 人員体制				
センター長 (1人工)	→	センター長 (1人工)	センター長 (1人工)	
5人工		3.5人工	1.5人工	